

おくやみハンドブック

手続きのご案内

このたびは謹んでおくやみ申し上げます

おくやみに関連した様々なお手続きをご案内申し上げます

このおくやみハンドブックが、皆様のお手続きに少しでも

お役に立てることを願っております

令和7年6月版

敦賀市

敦賀市役所での手続き ～ チェックリスト① ～

	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	該当	受付窓口	参照ページ
住民関係	世帯主である	世帯主の変更	☐	市民課	5-A
	印鑑登録をしている	印鑑登録証の返還（任意）・廃棄	☐		5-B
	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っている	カードの返還（任意）	☐		5-C
保険	国民健康保険に加入している または国民健康保険に加入している世帯の世帯主である	国民健康保険資格確認書の返還	☐	国保年金課	6-A
		国民健康保険資格確認書等の差替	☐		6-B
		葬祭費申請	☐		6-C
		高額療養費申請	☐		6-D
		高額介護合算療養費申請	☐		7-A
		国民健康保険税過誤納付金の還付	☐	債権管理課	7-B
		国民健康保険税に未納がある場合	☐		7-C
	後期高齢者医療制度に加入している	後期高齢者医療制度資格確認書の返還	☐	国保年金課	8-A
		葬祭費申請	☐		8-B
		高額療養費申請	☐		8-C
		高額介護合算療養費申請	☐		8-D
		後期高齢者医療保険料過誤納金の還付	☐	債権管理課	9-A
		後期高齢者医療保険料に未納がある場合	☐		9-B
年金	国民年金または厚生年金を受給している	受給権者死亡届（報告書）	☐	国保年金課 ・年金事務所 ・各共済組合	10-A
		未支給年金請求	☐		10-B
		遺族基礎（厚生）年金請求	☐		10-C
		寡婦年金請求	☐		11-A
		死亡一時金請求	☐		11-B
	共済年金に加入または受給している		☐		11-C
	農業者年金の加入者または受給者である	農業者年金死亡関係届出書	☐	農林水産振興課	11-D

	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	該当	受付窓口	参照ページ
介護	介護保険被保険者証を持っている	介護保険被保険者証等の返還	☐	長寿健康課	13-A
		介護保険料過誤納金の還付	☐		13-B
		介護保険料に未納がある場合	☐		13-C
	要介護認定を受けている	高額介護（予防）サービス費・相当事業費の支給申請	☐		14-A
		高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請	☐		14-B
		介護認定申請の取下げ	☐		14-C
		福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請	☐		14-D
高齢者福祉	緊急通報装置を設置している	緊急通報装置の撤去	☐		15-A
	家族介護継続介護用品（おむつ）支給券の交付を受けている	家族介護継続介護用品支給券の返還	☐		15-B
	外出支援券の交付を受けている	外出支援券の返還	☐		15-C
	訪問理美容サービス助成券の交付を受けている	訪問理美容サービス助成券の返還	☐		15-D
	「敦賀みまもりネットワーク」に登録している	「敦賀みまもりネットワーク」終了届	☐		15-E
障がい	障害者手帳を持っている	障害者手帳の返還	☐	障がい福祉課	16-A
	障害者医療費受給資格者証を持っている	障害者医療費助成に関する届出	☐		16-B
	障害福祉サービス等を受給している	障害福祉サービス受給者証等の返還	☐		16-C
	特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である	特別児童扶養手当に関する届出	☐		16-D
	福祉手当、特別障害者手当等を受給している	福祉手当、特別障害者手当等に関する届出	☐		17-A
	有料道路における障害者割引制度を利用している	有料道路における障害者割引制度に関する届出	☐		17-B
	NHK 利用料減免制度を利用している	NHK 利用料減免制度に関する届出	☐		17-C
	重度障がい者タクシー乗車券を持っている	重度障がい者タクシー乗車券の返還	☐		17-D
	心身障がい者扶養共済制度に加入または受給している	心身障がい者扶養共済制度に関する届出	☐		18-A
	緊急通報装置を設置している	緊急通報装置の撤去	☐		18-B
	訪問理美容サービス助成券の交付を受けている	訪問理美容サービス助成券の返還	☐		18-C

	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	該当	受付窓口	参照ページ
こども	児童手当等の支給対象児または受給者である	児童手当・子ども医療費助成に関する届	☐	子育て政策課	19
	児童扶養手当等の支給対象児または受給者である	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成等に関する届	☐		20
	保育所等に入所している児童の世帯員である	保育所等申請内容の変更	☐	保育課 (21-A 中、幼稚園は、学校教育課)	21-A
	児童クラブに入会している児童の保護者または同居家族である	保護者等の変更に関する届	☐		21-B
	敦賀市奨学育英資金貸付制度を利用し、貸付している	連帯保証人の変更 償還金返還免除	☐	学校教育課	21-C
税	市県民税・固定資産税が課税されている	相続人代表者指定（変更）届	☐	税務課 (22-A) (24-A) (24-B)	22-A
		税に未納がある場合	☐		22-B
		口座振替先の変更	☐		23-A
	125cc以下の原付バイク・ミニカー等を持っている	軽自動車（125cc以下の原付バイク・ミニカー等）の名義変更・廃車届	☐	債権管理課 (22-B) (23-A) (24-B)	24-A
	相続放棄をしたとき		☐		24-B
上下水道	上下水道を使用している	上下水道使用休止	☐	上下水道お客様センター	25-A
		上下水道使用者変更	☐		25-B
生活衛生	交通災害共済に加入している	交通災害共済金請求	☐	生活安全課	25-C
	交通事故にあわれた	交通災害家庭見舞金の申請	☐	地域福祉課	25-D
	防災情報受信機（防災ラジオ）を利用している	防災ラジオの返却	☐	危機管理対策課	26-A
	犬を飼っている	飼い犬の登録事項変更届	☐	環境政策課	26-B
	家庭で温泉給湯を利用している	利用者変更（廃止）届	☐	観光誘客課	26-C
農地等	農地・森林を保有している	所有者の変更	☐	農林水産振興課	27-A
	市民農園を利用している	利用者の変更・解除	☐		27-B
住宅	市営住宅に住んでいる	市営住宅の返還・住宅使用料の手続き	☐	住宅政策課	28-A
	空き家となる	空き家・空き地の活用	☐		28-B

※敦賀市役所以外での手続きについては、29ページのチェックリスト②をご確認ください。

よくある質問

Q1 死亡届を出したかどうか分かりません。どうすれば分かりますか。

A1 火葬許可証は、死亡届と引き換えに渡されますので、火葬が済んでいたら死亡届は提出済です。

Q2 死亡届を市役所に出しましたが、別途住民票を消除する手続きが必要ですか。

A2 死亡届のご提出により、住民票は自動的に消除されるため手続きは不要です。
世帯主が亡くなられた場合の次の世帯主については、5ページをご確認ください。

Q3 戸籍の本籍とは何ですか。

A3 戸籍が置かれている場所のことです。戸籍を管理している市町村を「本籍地」といいます。
住民登録地と同一とは限りません。

Q4 戸籍の筆頭者とは何ですか。

A4 戸籍のはじめに記載される方のことです。この筆頭者の姓（氏）が在籍者全員に及びます。
住民票の世帯主とは違い、戸籍の筆頭者は亡くなられても変わりません。

Q5 戸籍全部事項証明書と戸籍謄本の違いは。

A5 「戸籍全部事項証明書」と「戸籍謄本」は同じものです。いずれも、その戸籍に記載されている内容のすべてを証明するものです。コンピューター化された後の戸籍の謄本は「戸籍全部事項証明書」という名称になります。同様に、戸籍に含まれる指定した人のみを記載した「戸籍個人事項証明書」と「戸籍抄本」は同じものです。

Q6 死亡者の戸籍や住民票（除票）の写しは誰が請求できますか。

A6 戸籍は配偶者、直系血族、利害関係人、官公庁に提出する必要がある人及びその他正当な理由のある人、住民票（除票）の写しは、利用目的がある場合に限り、利害関係人が請求可能です。それ以外の方から請求する場合、各該当者からの委任状が必要です。

Q7 死亡者の戸籍や住民票（除票）の写しはどこで請求できますか。

A7 戸籍は「本籍地」の市町村窓口、住民票（除票）の写しは最終住所地の市町村窓口で請求いただけます。

Q8 出生から死亡までの戸籍を集めていますが、遠方の戸籍を取得する方法は。

A8 令和6年3月1日より、本籍地以外の市町村窓口において、本人、配偶者、直系血族の方が、運転免許証やマイナンバーカードなどの官公署発行の顔写真付き本人確認書類をご提示のうえ、広域交付により戸籍証明書を請求いただくことができるようになりました。

なお、請求には筆頭者や本籍を正確に記入していただく必要があります。

※システム化されていない戸籍などの広域交付対象外の戸籍の請求、委任状による請求、第三者による請求、郵送による請求は、本籍地の市町村にご請求ください。

Q9 死亡が記載された戸籍はいつから取得できますか。

A9 敦賀市が本籍地で敦賀市に死亡届が提出された場合、提出日から10日程度（土日祝日・ゴールデンウィーク・年末年始等を除く）で死亡が記載された戸籍が取得できます。

また、亡くなられた方の本籍地や死亡届の提出先によって取得可能な日にちが異なります。

亡くなられた方の本籍地が敦賀市の場合、死亡が記載された戸籍ができているかは電話（0770-22-8116）にて確認できます。※本籍地が敦賀市以外の場合は本籍地の市町村にお問い合わせください。

Q10 死亡に伴う手続きにおいて、必要となる戸籍謄本や住民票（除票）の写しの枚数は何枚ですか。

A10 必要枚数は、お亡くなりになった方によって異なります。提出先にお問合せいただき、必要枚数をご確認ください。提出先によっては、提出書類が複写したものでもよい場合があります。また、原本が返還される場合とされない場合があります。

住民登録に関する手続き

5-A 世帯主変更届

【手続き概要】

亡くなられた方が世帯主だった場合、最も近い続柄のご家族に自動的に世帯主変更されます。その方以外のご家族に世帯主登録を希望される場合のみ、窓口へお届けください。

【手続きできる人】

世帯主、同一世帯員、法定代理人、任意代理人

【持ち物】

- ☐ 来庁者の本人確認書類
- ☐ 法定代理人の場合は法定代理人であることがわかる書類
- ☐ 任意代理人の場合は世帯主または同一世帯員からの委任状

【手続き期限】

なし

【お問合せ窓口】 市民課

1 階 4 番窓口 【☎】 0770-22-8116

5-B 印鑑登録証の 返還（任意）・廃棄

【手続き概要】

印鑑登録をさせていただいた方が亡くなられた場合、印鑑登録証はハサミで裁断し廃棄してください。返還をご希望する方は、窓口までお持ちください。

【手続きできる人】

どなたでも可

【手続き期限】

なし

【お問合せ窓口】

市民課 1 階 3 番窓口

【☎】 0770-22-8116

5-C マイナンバーカード・住民基本台帳カード・通知カードの返還（任意）

【手続き概要】

亡くなられた方のマイナンバーカードや住民基本台帳カードの機能は、無効となります。

亡くなられた方のマイナンバーカードや通知カードを返還してしまうと、その方のマイナンバーを知ることができなくなる可能性があります。相続等の手続きで亡くなられた方のマイナンバーの提出を求められる場合がありますので、各手続きが済むまではカードを保管してください。

各手続き終了後、返還を希望する方は窓口までお持ちください。

【手続きできる人】

世帯主、同一世帯員、親族等

【持ち物】

- ☐ 来庁者の本人確認書類

【手続き期限】

なし

【お問合せ窓口】 市民課 1 階 1 番窓口 【☎】 0770-47-6062

国民健康保険に関する手続き

6-A 国民健康保険 資格確認書の返還

【手続き概要】

国民健康保険資格確認書をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の資格確認書を返還してください。

【手続きできる人】

世帯主、同一世帯員、法定代理人、任意代理人

【持ち物】

□ 亡くなられた方の資格確認書

※お持ちの方は限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証も併せて返還してください。

【手続き期限】 速やかに

【お問合せ窓口】

国保年金課 1階6番窓口

【☎】0770-22-8119

6-B 国民健康保険資格確認書等 の差替

【手続き概要】

世帯主の方が亡くなられた場合、世帯員の国民健康保険資格確認書等の差し替えが必要となります。

【手続きできる人】

世帯主、同一世帯員、法定代理人、任意代理人

【持ち物】

□ 差し替えする資格確認書（国民健康保険加入者のみ）

※お持ちの方は限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証も併せて差し替えいたします。

□ 来庁された方の本人確認書類（免許証・マイナンバーカード等）

□ 法定代理人または任意代理人であることがわかる書類

【手続き期限】 速やかに

【お問合せ窓口】 国保年金課

1階6番窓口 【☎】0770-22-8119

6-C 葬祭費申請

【手続き概要】

国民健康保険に加入している方が亡くなった場合、喪主の方に葬祭費（5万円）を支給いたします。

【手続きできる人】

喪主の方

【持ち物】

□ 亡くなられた方の資格確認書

□ 喪主であることが確認できるもの（会葬礼状、葬儀の見積書、清算書等）

□ 喪主の口座情報がわかるもの（通帳等）

□ 喪主及び窓口に来られる方の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

【手続き期限】

葬祭執行日の翌日から2年間

【お問合せ窓口】

国保年金課 1階6番窓口

【☎】0770-22-8119

6-D 高額療養費申請

【手続き概要】

亡くなられた国民健康保険の被保険者に高額療養費が発生していた場合、相続人の方に支給いたします。

【手続きできる人】

法定相続人代表者（世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は世帯主）

【持ち物】

□ 高額療養費支給申請書

※高額療養費が発生した場合、敦賀市から勧奨通知が届きます。

□ 相続人の口座情報がわかるもの（通帳等）

□ 相続人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

※戸（除）籍謄本など相続関係の分かる書類が必要な場合があります。

【手続き期限】 診療月の翌月から2年間

【お問合せ窓口】 国保年金課

1階6番窓口 【☎】0770-22-8119

7-A 高額介護合算療養費申請

【手続き概要】

亡くなられた国民健康保険の被保険者に高額介護合算療養費が発生していた場合、相続人の方に支給いたします。

【手続きできる人】

法定相続人代表者（世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は世帯主）

【持ち物】

☐ 高額介護合算療養費支給申請書

※高額介護合算療養費が発生した場合、敦賀市から勧奨通知が届きます。

☐ 相続人の口座情報がわかるもの（通帳等）

☐ 相続人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

※戸（除）籍謄本など相続関係の分かる書類が必要な場合があります。

【手続き期限】

基準日（毎年7月31日）の翌日から2年間

【お問合せ窓口】 国保年金課 1階6番窓口 【☎】0770-22-8119

7-B 国民健康保険税 過誤納付金の還付

【手続き概要】

二重払いや税額更正により過誤納金が発生した場合、市役所から還付（充当）通知書と還付金口座振込振替依頼書を送付いたします。還付金口座振込振替依頼書を返送していただいてから、約1ヶ月で指定口座に振込いたします。

【手続き期限】

還付（充当）通知書から5年以内

【お問合せ窓口】

債権管理課 2階5・6番窓口

【☎】0770-22-8187

7-C 国民健康保険税に 未納がある場合

【手続き概要】

亡くなられた納税義務者に税の未納がある場合、相続人が債務継承者となります。納付方法等については相談してください。

※納付が遅くなると、延滞金が発生しますので、未納を確認したら、早期にご相談ください。

※市県民税、固定資産税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料についても合わせて相談できます。

【手続きできる人】

- ・相続人
- ・相続人から委任を受けた代理人（委任状が必要です）

【持ち物】

☐ 相続人であることが確認できるもの

※すでに市役所に代表相続人として申請している方は不要です。

☐ 来庁者の本人確認書類

【お問合せ窓口】

債権管理課 2階5・6番窓口

【☎】0770-22-8187

後期高齢者医療制度に関する手続き

8-A 後期高齢者医療 資格確認書の返還

【手続き概要】

後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の資格確認書を返還してください。

【手続きできる人】

世帯主、同一世帯員、法定代理人
任意代理人

【持ち物】

☐ 亡くなられた方の資格確認書

※お持ちの方は限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証も併せて返還してください。

【手続き期限】 速やかに

【お問合せ窓口】 国保年金課

1階7番窓口 【☎】0770-22-8119

8-B 葬祭費申請

【手続き概要】

後期高齢者医療制度に加入している方が亡くなられた場合、喪主の方に葬祭費（5万円）を支給いたします。

【手続きできる人】 喪主の方

【持ち物】

- ☐ 亡くなられた方の資格確認書
- ☐ 喪主であることが確認できるもの（会葬礼状、葬儀の見積書、清算書等）
- ☐ 喪主の口座情報がわかるもの（通帳等）
- ☐ 喪主及び窓口に来られる方の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

【手続き期限】

葬儀執行日の翌日から2年間

【お問合せ窓口】 国保年金課

1階7番窓口 【☎】0770-22-8119

8-C 高額療養費申請

【手続き概要】

亡くなられた後期高齢者医療制度の被保険者に高額療養費が発生していた場合、相続人の方に支給いたします。

【手続きできる人】

法定相続人代表者

【持ち物】

☐ 高額療養費支給申請書

※高額療養費が発生した場合、福井県後期高齢者医療広域連合から勧奨通知が届きます。

☐ 相続人の口座情報のわかるもの（通帳等）

☐ 相続人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

※戸（除）籍謄本など相続関係の分かる書類が必要な場合があります。

【手続き期限】

高額療養費の申請を勧奨した月から2年間

【お問合せ窓口】

国保年金課 1階7番窓口

【☎】0770-22-8119

8-D 高額介護合算療養費申請

【手続き概要】

亡くなられた後期高齢者医療制度の被保険者に高額介護合算療養費が発生していた場合、相続人の方に支給いたします。

【手続きできる人】

法定相続人代表者

【持ち物】

☐ 高額介護合算療養費支給申請書

※高額介護合算療養費が発生した場合、福井県後期高齢者医療広域連合から勧奨通知が届きます。

☐ 相続人の口座情報のわかるもの（通帳等）

☐ 相続人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

※戸（除）籍謄本など相続関係の分かる書類が必要な場合があります。

【手続き期限】

高額介護合算療養費の申請を勧奨した月から2年間

【お問合せ窓口】 国保年金課

1階7番窓口 【☎】0770-22-8119

9-A 後期高齢者医療保険料 過誤納金の還付

【手続き概要】

二重払いや保険料額更正により過誤納金が発生した場合、市役所から過誤納金還付（充当）通知書と後期高齢者還付口座振込依頼書を送付いたします。後期高齢者還付口座振込依頼書を返送していただいてから、約1ヶ月で指定口座に振込いたします。

【手続き期限】

還付（充当）通知書から2年以内

【お問合せ窓口】

債権管理課 2階5・6番窓口
【☎】0770-22-8187

9-B 後期高齢者医療保険料に 未納がある場合

【手続き概要】

亡くなられた納付義務者に未納がある場合、相続人が債務継承者となります。納付方法等については相談してください。

※納付が遅くなると、延滞金が発生しますので、未納を確認したら、早期にご相談ください。

※市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税についても合わせて相談できます。

【手続きできる人】

- ・相続人
- ・相続人から委任を受けた代理人（委任状が必要です）

【持ち物】

- ☐ 相続人であることが確認できるもの

※すでに市役所に代表相続人として申請している方は不要です。

- ☐ 来庁者の本人確認書類

【お問合せ窓口】

債権管理課 2階5・6番窓口
【☎】0770-22-8187

メモ

年金に関する手続き

年金の手続きに関する注意事項

亡くなられた方の年金の加入状況や納付状況、受け取っていた年金の種類、ご遺族の状況等により該当する手続き及び窓口が異なりますので、事前にご確認をお願いします。

【お電話の際に準備するもの】

基礎年金番号がわかる書類（年金証書や年金手帳、振込通知書等）

【お問合せ先・受付窓口】

○敦賀市役所国保年金課 1階5番窓口 【☎】0770-22-8218

○敦賀年金事務所 【☎】0770-23-9905 年金事務所での相談や手続きは事前にご予約ください。

○年金事務所予約受付専用ダイヤル 【☎】0570-05-4890 全国の年金事務所の予約ができます。

国民（厚生）年金加入者・受給者の方

10-A 受給権者死亡届（報告書）

【手続き概要】

年金を受け取っていた方が亡くなると、年金を受け取る権利がなくなるため、「受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要となります。なお、日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、原則として省略できます。

【手続きできる人】

遺族等

10-B 未支給年金請求

【手続き概要】

年金を受けていた方が亡くなられた場合は、亡くなられた月分までの年金を「未支給年金」として請求できます。未支給年金の手続きは、死亡の届出も兼ねています。

*年金生活者支援給付金を受給されている場合は、年金生活者支援給付金未払金の請求も併せて手続きします。

【手続きできる人】

亡くなられた方と生計を同じくしていた方で、次の順です。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
⑥兄弟姉妹 ⑦それ以外の3親等内の親族

10-C 遺族基礎（厚生）年金請求

【手続き概要】

一家の働き手の方や年金を受け取っている方などが亡くなられた場合、ご家族に給付される年金です。

亡くなられた方の年金の加入状況などによって、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金が支給されます。

【請求要件】

- ・亡くなられた方の年金の加入状況及び納付状況
- ・遺族の方の年齢・優先順位 等

11-A 寡婦年金請求

【手続き概要】

国民年金に加入していた夫が年金を受け取らずに亡くなられた場合の妻の生活保障を目的に支給される年金です。

夫に生計を維持されていた妻（婚姻期間が10年以上）が60歳から65歳になるまでの間、受けられます。

【請求要件】

- ・亡くなられた方の年金の加入状況及び納付状況
- ・妻の年齢、収入等

11-B 死亡一時金請求

【手続き概要】

国民年金だけで、36月以上保険料を納付した方が、年金を受け取らずに亡くなられた場合、遺族の方に支給されます。

【手続きできる人】

亡くなられた方と生計を同じくしていた方で、次の順です。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
- ⑥兄弟姉妹

共済年金受給者の方

11-C 共済年金受給権者死亡届等

【手続き概要】

被保険者（組合員）、または被保険者（組合員）であった方が亡くなられたとき、年金を請求することが出来る場合があります。

各共済組合により、手続きの方法が異なりますので、詳しくは各共済組合までお問合せください。

農業者年金加入者・受給者の方

11-D 農業者年金死亡関係届出書

【手続き概要】

農業者年金の加入者または受給者が死亡したときは、遺族は「農業者年金死亡関係届出書」の提出とともに、農業者年金証書、及び受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる市町村長の証明書を添付して、10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ提出してください。

また、年金を受けている方が死亡した場合に、その死亡した方に支払われるはずであった年金が残っているときは、遺族にその分の年金「未支給年金」が支払われます。

さらに、a：もし、年金の支給を受けずに死亡した場合にもらえたであろう死亡一時金の額と、b：既に支給を受けた死亡した日の属する月分までの年金の額（支給を受けるべき年金でまだ支給を受けていない額を含む）とを比較して、aの額がbの額より多い場合は、その差額が死亡一時金として遺族に支払われます。詳しくは下記お問合せ窓口までお問い合わせください。

【お問合せ窓口】 農林水産振興課 3階 【☎】0770-22-8196

必要書類

ご遺族の状況等により、必要書類以外にも提出が必要となる場合があります。

10-A	10-B	10-C	11-A	11-B	
		○	●	○	① 亡くなられた方の年金番号がわかるもの ・亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書
●	●	○		○	・亡くなられた方の年金証書
		○	●		② 請求者の年金番号がわかるもの ・請求者の年金手帳または基礎年金番号通知書
		○			・請求者の年金証書
	○	○	●	○	③ 亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
	○	○		○	・法定相続情報一覧表の写し
	○	○	○	○	④ 請求者のマイナンバーがわかるもの ・マイナンバーカードまたは通知カード *亡くなられた方と請求者が別世帯の場合
	○	○	○	○	・請求者の世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄記載のあるもの）
		●			⑤ 死亡の記載事項証明書または死亡診断書のコピー
	●	●	●	●	⑥ 生計同一関係に関する申立書 *亡くなられた方と請求者が別住所の場合
	●	●	●	●	⑦ 請求者名義の預（貯）金通帳
●	●	●	●	●	⑧ 請求者の本人確認ができるもの
●	●	●	●	●	⑨ 委任状（請求者以外の方が代理で手続きする場合）
		●			⑩ お子さん全員の通帳及びマイナンバーがわかる書類 *お子さんが高校生の場合は学生証のコピーまたは在学証明書

*③④は、死亡日以降に交付されたもの

（10-C 及び 11-A を請求する場合は、死亡日以降で提出日から6ヶ月以内に交付されたもの）

*10-C、11-A は年金事務所にて手続きをお願いします。

*○は、亡くなられた方やご遺族の年金受給状況及び世帯状況により、持ち物が変わります。

介護保険に関する手続き

13-A 介護保険被保険者証等の返還

【手続き概要】

介護保険被保険者証（介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証）をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の被保険者証等を返還してください。

【手続きできる人】

亡くなられた被保険者のご家族等

【持ち物】

□ 返還する被保険者証（介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等）

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

長寿健康課 1階 10番窓口

【☎】 0770-22-8180

13-B 介護保険料過誤納金の還付

【手続き概要】

保険料の精算の結果などで過誤納金が発生した場合、市役所から過誤納金還付通知書を送付いたします。郵送または窓口での請求から約1～2ヶ月程度で預金口座に振込いたします。

年金から天引きされていた方への保険料の還付は年金保険者への届出後、3ヶ月程度期間を要します。

【手続きできる人】

法定相続人代表者

【持ち物】

□ 振込用の金融機関の預（貯）金通帳

【手続き期限】

通知日から2年以内

【お問合せ窓口】

長寿健康課 1階 10番窓口

【☎】 0770-22-8180

13-C 介護保険料に未納がある場合

【手続き概要】

亡くなられた納付義務者に保険料の滞納がある場合、相続人が債務継承者となります。納付方法等について相談ができます。

【手続きできる人】

法定相続人

【持ち物】

□ 亡くなられた被保険者の法定相続人の本人確認書類

【手続き期限】

なし

【お問合せ窓口】

長寿健康課 1階 10番窓口

【☎】 0770-22-8180

14-A 高額介護（予防）サービス費 相当事業費の支給申請

【手続き概要】

未支給分がある場合は、口座の変更が必要となります。相続人口座の登録を原則としています。

【手続きできる人】

被保険者の相続人

【持ち物】

□ 相続人の口座情報が分かるもの

【手続き期限】

原則介護保険サービス利用月の翌月の1日から2年間。ただし相当事業費については、原則介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用月の翌月の1日から5年間

【お問合せ窓口】 長寿健康課

1階 10番窓口 【☎】0770-22-8180

14-B 高額医療合算介護（予防） サービス費の支給申請

【手続き概要】

未支給分がある場合は、口座の変更が必要となります。相続人口座の登録を原則としています。支給申請後、計算に4ヶ月程期間を要します。

【手続きできる人】

被保険者の相続人

【持ち物】

□ 相続人の口座情報が分かるもの

【手続き期限】

高額医療合算介護（予防）サービス費の申請を一斉勧奨した月から2年間

【お問合せ窓口】

長寿健康課 1階 10番窓口

【☎】0770-22-8180

14-C 介護認定申請の取下げ

【手続き概要】

介護認定申請中の方が亡くなられて、認定結果が不要となった場合（例：入院中で介護サービスを利用していなかったときなど）に、認定申請の取下げ申請を行ってください。

取下げ申請がない場合（暫定サービスを利用したなど）はそのまま認定を行います。なお、更新申請中で有効期間内での死亡の場合も、取下げ申請が必要です。

【手続きできる人】

亡くなられた被保険者のご家族、
または担当ケアマネジャー

【持ち物】

□ ご家族、または担当ケアマネジャーの本人
確認書類

【手続き期限】

当該申請に係る介護認定審査会の前日まで

【お問合せ窓口】

長寿健康課 1階 10番窓口

【☎】0770-22-8180

14-D 福祉用具購入費 ・住宅改修費の支給申請

【手続き概要】

未支給分がある場合は、口座の変更が必要となります。相続人口座の登録を原則としています。

【手続きできる人】

被保険者の相続人

【持ち物】

□ 相続人の口座情報が分かるもの

【手続き期限】

領収日の翌日から2年間

【お問合せ窓口】

長寿健康課 1階 10番窓口

【☎】0770-22-8180

高齢者支援に関する手続き

15-A 緊急通報装置の撤去

【手続き概要】

利用者が亡くなられた場合は、自宅に設置した機器の撤去を行います。

【手続きできる人】

ご家族等、機器の撤去に立ち会う方をお伝えください。後日立会の方に業者から連絡します。

【持ち物】

なし

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

長寿健康課 1階 11番窓口
【☎】0770-22-8124

15-B 家族介護継続介護用品 支給券の返還

【手続き概要】

敦賀市家族介護継続介護用品支給券を受給している方が亡くなられた場合は、支給券を返還してください

【手続きできる人】

ご家族等

【持ち物】

□ 亡くなられた方の敦賀市家族介護継続介護用品支給券

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

長寿健康課 1階 11番窓口
【☎】0770-22-8180

15-C 外出支援券の返還

【手続き概要】

80歳以上の在宅の方で、外出支援券の交付を受けている方は、支援券を返還してください。

【手続きできる人】

どなたでも可

【持ち物】

□ 亡くなられた方の外出支援券

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

長寿健康課 1階 11番窓口
【☎】0770-22-8124

15-D 訪問理美容サービス助成券 の返還

【手続き概要】

助成券の受給者が亡くなられた場合、助成券受給資格喪失の届出と助成券の返還が必要となります。

【手続きできる人】

ご家族等

【持ち物】

□ 未使用の訪問理美容サービス助成券

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

長寿健康課 1階 11番窓口
【☎】0770-22-8124

15-E 「敦賀みまもりネットワーク」終了届

【手続き概要】

敦賀みまもりネットワーク（行方不明時のメール配信）に登録している方が亡くなられた場合は、終了届出書を提出してください。

【手続きできる人】

ご家族等

【持ち物】

なし

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

長寿健康課 1階 11番窓口
【☎】0770-22-8181

障がいに関する手続き

16-A 障害者手帳の返還

【手続き概要】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の手帳を返還してください。

【手続きできる人】

どなたでも可

【持ち物】

- ☐ 返還する手帳
- ☐ 来庁者の本人確認書類

【手続き期限】 速やかに

【お問合せ窓口】

障がい福祉課 1階 13番窓口

【☎】0770-22-8176

16-B 障害者医療費助成に関する届出

【手続き概要】

障害者医療費受給資格者証をお持ちの方が亡くなられた場合、届出が必要となります。未払い分がある場合は請求ができません。

【手続きできる人】

ご家族等

【持ち物】

- ☐ 障害者医療費受給資格者証
- ☐ 請求者の振込口座が分かるもの

【手続き期限】 速やかに

【お問合せ窓口】

障がい福祉課 1階 13番窓口

【☎】0770-22-8176

16-C 障害福祉サービス受給者証等の返還

【手続き概要】

障害福祉サービス、児童通所サービス、地域生活支援事業を利用していた方が亡くなられた場合は、亡くなられた方の受給者証を返還してください。

【手続きできる人】

どなたでも可

【持ち物】

- ☐ 亡くなられた方の受給者証（ブルー、オレンジ色）

【手続き期限】

なし

【お問合せ窓口】

障がい福祉課 1階 13番窓口

【☎】0770-22-8176

16-D 特別児童扶養手当に関する届出

【手続き概要】

特別児童扶養手当の受給者または対象児童が亡くなられた場合、届出が必要となります。

受給者の死亡の場合の未払い分手当は対象児童に支払われます。また、新たに児童を監護される方の新規認定請求が必要です。

【手続きできる人・持ち物】

手続きできる人・持ち物は手続き内容によって異なります。詳しくは下記お問合せ窓口までご確認ください。

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

障がい福祉課 1階 13番窓口

【☎】0770-22-8176

亡くなられた方が、障害者手帳やサービスの申請中の場合、障がい福祉課へお問合せください。

17-A 福祉手当、特別障害者手当等に関する届出

【手続き概要】

重症心身障害児（者）等福祉手当、特別障害者手当または障害児福祉手当の受給者や対象者が亡くなった場合、届出が必要となります。死亡月までの未払い分手当がある場合は請求できます。

【手続きできる人・持ち物】

□（未支払手当請求書を提出する場合）請求者の振込口座がわかるもの

*手続きできる人・持ち物は手続き内容によって異なります。詳しくは下記お問合せ窓口までご確認ください。）

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

障がい福祉課 1階 13番窓口

【☎】0770-22-8176

17-B 有料道路における障害者割引制度に関する届

【手続き概要】

有料道路における障害者割引制度の利用者が亡くなった場合、届出が必要となります。

【手続きできる人】

どなたでも可

【持ち物】

なし

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

障がい福祉課 1階 13番窓口

【☎】0770-22-8176

17-C NHK 利用料減免制度に関する届出

【手続き概要】

NHK利用料減免制度の利用者が亡くなった場合、届出が必要となります。

【手続きできる人】

どなたでも可

【持ち物】

印鑑

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

障がい福祉課 1階 13番窓口

【☎】0770-22-8176

17-D 重度障がい者タクシー助成券の返還

【手続き概要】

重度障がい者タクシー乗車券の交付を受けた方が亡くなった場合、亡くなった方のタクシー乗車券を返還してください。

【手続きできる人】

どなたでも可

【持ち物】

□ 返還するタクシー乗車券

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

障がい福祉課 1階 13番窓口

【☎】0770-22-8176

18-A 心身障がい者扶養共済 制度に関する届出

【手続き概要】

心身障がい者扶養共済制度の加入者、受給者、年金管理者が亡くなられた場合や、障がいのある方が加入者より先に亡くなられた場合は届出が必要となります。

【手続きできる人・持ち物】

手続きできる人・持ち物は手続き内容によって異なります。詳しくは下記お問合せ窓口までご確認ください。

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

障がい福祉課 1 階 13 番窓口
【☎】 0770-22-8176

18-B 緊急通報装置の撤去

【手続き概要】

利用者が亡くなられた場合は、自宅に設置した機器の撤去を行います。

【手続きできる人】

ご家族等、機器の撤去に立ち会う方をお伝えください。後日立会の方に業者から連絡します。

【持ち物】

なし

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

障がい福祉課 1 階 13 番窓口
【☎】 0770-22-8176

18-C 訪問理美容サービス助成券の返還

【手続き概要】

助成券の受給者が亡くなられた場合、助成券受給資格喪失の届出と助成券の返還が必要となります。

【手続きできる人】

 ご家族等

【持ち物】

 □ 未使用の訪問理美容サービス助成券

【手続き期限】

 速やかに

【お問合せ窓口】

 障がい福祉課 1 階 13 番窓口 【☎】 0770-22-8176

× モ

児童手当・子ども医療費助成に関する手続き

19-A 児童手当（受給者が亡くなられた場合）

19-A① 未支払金の請求書の提出

【手続き概要】

児童手当を受給されていた保護者の方が亡くなられた場合、亡くなられた月までの手当は、支給対象児に支払われます。

＊受給者に支払済の場合は、支給対象児童への支払はありません。

【手続きできる人（請求者）】

支給対象児童（高校3年生相当まで）の中で一番年上の児童

【持ち物】

□ 請求者名義の預（貯）金通帳またはキャッシュカード

【手続き期限】

速やかに（亡くなられた日の翌日から2年以内）

【お問合せ窓口】 子育て政策課

1階9番窓口 【☎】0770-22-8125

19-A② 児童を養育する方の新規認定請求

【手続き概要】

新たに支給対象児童を養育される方について、新規認定請求が必要となります。

【手続きできる人（請求者）】

- ① 亡くなられた受給者の配偶者
 - ② 配偶者がいない場合は祖父母のうち所得の高い方
- ＊住民登録のある市町村で申請してください。
＊公務員の方は、原則勤務先での申請となります。

【持ち物】（すべて請求者のもの）

- 健康保険証
- 個人番号の分かるもの
- 運転免許証など本人確認できるもの
- 通帳又はキャッシュカード

＊世帯の状況などによりその他の持ち物が必要な場合があります。詳しくはお問合せください。

【手続き期限】

受給者が亡くなった月の月末まで

＊原則、請求した月の翌月分から支給開始となります。やむを得ず月末までに請求できない場合は、亡くなられた日の翌日から15日以内に申請すれば、亡くなられた月の翌月分から支給開始となります。

【お問合せ窓口】

子育て政策課 1階9番窓口

【☎】0770-22-8125

19-B 児童手当（児童が亡くなられた場合）

【手続き概要】

高校3年生相当までの養育する児童が亡くなられた場合、受給者の資格消滅、又は手当額の減額改定の手続きが必要な場合があります。

【手続きできる人】 児童手当の受給者

【持ち物】 なし

【手続き期限】 速やかに

【お問合せ窓口】 子育て政策課

1階9番窓口 【☎】0770-22-8125

19-C 子ども医療費助成制度

【手続き概要】

子ども医療費受給資格者証に記載されている保護者または子ども医療費受給資格者証を交付されていた児童が亡くなられた場合は手続きが必要となります。

受給資格者証は子育て政策課に返却してください。

【手続きできる人（申請者）】

敦賀市内にお住まいで、健康保険に加入している高校3年生相当まで（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

【持ち物】 持ち物は手続き内容によって異なります。詳しくは下記お問合せ窓口までご確認ください。

【お問合せ窓口】 子育て政策課 1階9番窓口 【☎】0770-22-8125

ひとり親家庭等の手当・医療費助成に関する手続き

ひとり親家庭等の手当

20 父または母が死亡し、ひとり親になられた場合

【手続き概要】

父または母が死亡し、今後、児童を養育する方が手当や医療費の助成を受けられる場合があります。

■児童扶養手当

父または母が死亡し、今後、児童（18歳に到達後の最初の年度末までにある児童。中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育する方が、認定請求できる場合があります。

個別の状況に応じて、子育て政策課にてご案内します。

■ひとり親家庭等医療費助成

父または母が死亡し、今後、児童（20歳到達月の末日まで）を養育する方が申請できる場合があります。

個別の状況に応じて、子育て政策課にてご案内します。

■遺児年金

父または母が死亡し、今後、児童（義務教育終了前まで）を養育する方が申請できる場合があります。

個別の状況に応じて、子育て政策課にてご案内します。

【お問合せ窓口】

子育て政策課 1階9番窓口 【☎】0770-22-8125

20-A 受給資格者が亡くなられた場合

【手続き概要】

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成及び遺児年金の受給資格者が亡くなられた場合、受給資格が消滅しますので、届け出をご提出ください。

【お問合せ窓口】

子育て政策課 1階9番窓口
【☎】0770-22-8125

20-B 対象児童が亡くなられた場合

【手続き概要】

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成及び遺児年金の対象児童が亡くなった場合、受給資格が消滅または額が改定となりますので、届け出をご提出ください。

【お問合せ窓口】

子育て政策課 1階9番窓口
【☎】0770-22-8125

保育・児童クラブ・就学に関する手続き

21-A 保育所等申請内容の変更

【手続き概要】

保育園、認定こども園または幼稚園に入園している児童の保護者の方が亡くなった場合、保育料（授業料）の算定に影響がある可能性があるため、変更届を提出してください。同居の祖父母が亡くなった場合に、手続きが必要なご家庭もあります。詳しくはお問合せください。

【手続きできる人】

児童の保護者または児童を監護する者

【持ち物】

☐ 来庁者の本人確認書類

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

＜保育園・認定こども園＞ 保育課

1階8番窓口【☎】0770-22-8126

＜幼稚園＞ 学校教育課

3階窓口【☎】0770-22-8149

21-B 放課後児童クラブ 保護者等の変更

【手続き概要】

放課後児童クラブに在籍している児童の保護者または同居家族が亡くなった場合、変更届が必要となります。変更届は保育課または放課後児童クラブにてお渡しします。

【手続きできる人（申請者）】

児童の保護者

【持ち物】

なし

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

＜児童クラブ＞ 保育課 1階8番窓口

【☎】0770-22-8127

21-C 奨学育英資金貸付制度について

【手続き概要】

- ① 敦賀市奨学育英資金貸付中または償還金返還中の奨学生の連帯保証人が亡くなった場合、新たに連帯保証人の届出が必要となります。
- ② 敦賀市奨学育英資金返還中の奨学生ご本人が亡くなった場合、申請をいただくことで償還金の返還が免除されます。

【手続きできる人】

- ① 奨学生本人、新連帯保証人
- ② 連帯保証人または当該奨学生の父母、同一世帯員

【持ち物】

①②共通 ☐ 来庁者の本人確認書類

① ☐ 新連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入を証明するもの

【手続き期限】

なし

【お問合せ窓口】 学校教育課 3階窓口【☎】0770-22-8149

税に関する手続き

22-A 相続人代表者指定(変更)届

【手続き概要】

納税義務者が亡くなられた場合、市県民税・固定資産税の納税義務は相続人が承継します。相続人が2人以上いるときには、徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領するための代表者を決め、届出してください（*相続を放棄した場合には、相続を放棄した旨を届出してください）。

【手続きできる人】

相続人（代表者でなくても構いません）

【持ち物】

- ☐ 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本、遺産分割協議書等）
- ☐ 来庁者の本人確認書類、代表者の本人確認書類

*届出書には相続人全員の署名が必要です。

【手続き期限】 速やかに *届がなかった場合、市が代表者を指定する場合があります。

【お問合せ窓口】 税務課

市県民税・軽自動車税 2階3番窓口 【☎】0770-22-8106

固定資産税 2階2番窓口 【☎】0770-22-8108・8109

22-B 税に未納がある場合

【手続き概要】

亡くなられた納税義務者に税の未納がある場合、相続人が納付する必要があります。未納の確認や納付の相談に関しては、相続人本人か、相続人から委任を受けた代理人が行えます。

※納付が遅くなると、延滞金が発生しますので、未納を確認したら、早期にご相談ください。

※後期高齢者医療保険料についても合わせて相談できます。

【手続きできる人】

- ・相続人
- ・相続人から委任を受けた代理人（委任状が必要です）

【持ち物】

- ☐ 相続人であることが確認できるもの

※すでに市役所に代表相続人として申請している方は不要です。

- ☐ 来庁者の本人確認書類

【お問合せ窓口】

債権管理課 2階5・6番窓口 【☎】0770-22-8187

23-A 口座振替先の変更

【手続き概要】

振替口座の名義人が亡くなった場合、口座振替は行われません。引き続き、口座振替をご希望の場合は、新たに手続きが必要です。

※納付書で納付される場合は、手続きは不要です。納付書がない場合は、お問合せ窓口にて発行を依頼してください。

（市役所で手続きする場合）

【利用できる金融機関】 福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合、北陸労働金庫、ゆうちょ銀行

【手続きできる人】 代表相続人、代表相続人から委任を受けた代理人

【持ち物】

☐ キャッシュカード（口座登録するもの）

☐ 身分証明書

※磁気タイプのキャッシュカードのみの取扱いとなります。クレジットカードや一部のカード、また破損等の状態によっては、ご利用できません。

※このサービスでお申込みいただける口座は、納付義務者（代表相続人）または、来庁した代理人の普通預金口座に限ります。

（金融機関で手続きする場合）

【利用できる金融機関】 福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合、北陸労働金庫、ゆうちょ銀行、東日本信用漁業協同組合連合会

【手続きできる人】 登録口座名義人

【持ち物】

☐ 通帳（口座登録するもの）

☐ 金融機関届出印

☐ 身分証明書

※その他、金融機関によって持参が必要なものが異なる場合がありますので、詳しくは各金融機関にお問合せください。

（インターネットで手続きする場合）

敦賀市ホームページから「インターネットで口座振替申込み」と検索し、手続き方法等についてご確認ください。

【手続き期限】 納期限の前月まで

【お問合せ窓口】 債権管理課 2階5・6番窓口 【☎】 0770-22-8187

24-A 軽自動車（125cc以下の原付バイク・ミニカー等）の名義変更・廃車届

【手続き概要】

亡くなられた方の名義になっている軽自動車については、課税上納税義務者の変更が必要なため、下記のとおり手続きをお願いします。

- 原動機付自転車（125cc以下のもの）・小型特殊自動車《敦賀市ナンバーのもの》
⇒敦賀市役所税務課
- 軽自動車（四輪）・二輪の小型自動車《福井ナンバーのもの》
⇒各都道府県最寄りの陸運事務所または各都道府県の軽自動車検査協会

【手続きできる人】 どなたでも可

【手続き期限】 なし（3月末までに廃車手続きをした場合、翌年度以降の軽自動車税はかかりません）

【持ち物】

- ☐ 来庁者の本人確認書類
- ☐ 標識（ナンバープレート）
- ☐ 標識交付証明書

【お問合せ窓口】 税務課 2階4番窓口 【☎】0770-22-8106

24-B 相続放棄をしたとき

【手続き概要】

相続人が被相続人の権利や義務を一切引き継がない相続放棄の手続きを家庭裁判所でされた場合、被相続人の市県民税、軽自動車税及び固定資産税の未納分について、納めていただく必要がなくなります。

【手続きできる人】

相続人

【手続き期限】

相続の放棄は亡くなったことを知ってから3ヶ月以内に家庭裁判所に申し立てする必要があります。相続放棄の手続き後、必要書類を提出していただきます。

【持ち物】

- ☐ 来庁者の本人確認書類
- ☐ 相続放棄された全員の「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」
*写し可

【お問合せ窓口】

税務課 市県民税・軽自動車税 2階3番窓口 【☎】0770-22-8106

固定資産税 2階2番窓口 【☎】0770-22-8108・8109

債権管理課 2階5・6番窓口 【☎】0770-22-8187

上下水道に関する手続き

25-A 上下水道使用休止

【手続き概要】

上下水道使用者が亡くなられて、上下水道をお使いにならない場合、休止のご連絡が必要となります。

休止のご連絡がない場合は、上下水道をお使いになっていなくても基本料金がかかります。

【手続きできる人】

相続人等

【持ち物】

なし

【手続き期限】

上下水道を使用しなくなってから速やかに

*最終請求の送付先をご連絡ください。

【お問合せ窓口】

上下水道お客様センター 1階 17番窓口

【☎】0770-22-8143

25-B 上下水道使用者変更

【手続き概要】

上下水道使用者が亡くなられて、引き続き上下水道を使用する場合、使用者の名義変更や請求先のご連絡が必要となります。

【手続きできる人】

亡くなられた方の上下水道を引き続き使用する方

【持ち物】

なし

*ただし、同時に口座振替の手続きを行う場合は、23ページの「口座振替先の変更」をご参照ください。

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

上下水道お客様センター 1階 17番窓口

【☎】0770-22-8143

生活衛生に関する手続き

25-C 交通災害共済金請求 (加入者の方が亡くなられた場合)

【手続き概要】

敦賀市で交通災害共済に加入している方が交通事故により亡くなられた場合、災害見舞金が支給されます。

【手続きできる人】

ご遺族の方

【持ち物】

加入者証、交通事故証明書、診断書(原本証明)、事故現場見取図等、戸籍謄本等(加入者の状況により、必要なものが変わります。手続き前にお問い合わせください。)

【お問合せ窓口】

生活安全課 1階 16番窓口

【☎】0770-22-8115

25-D 交通災害家庭見舞金申請 (交通事故で亡くなられた場合)

【手続き概要】

交通事故により亡くなられた場合、見舞金が支給されます。

【手続きできる人】

ご遺族の方

【持ち物】

- ☐ 交通事故証明書(交通事故証明書が得られない場合は、これに代わるもの)
- ☐ 死亡診断書又は死体検案書
- ☐ 見舞金請求者の戸籍謄本

【お問合せ窓口】

地域福祉課 1階 12番窓口

【☎】0770-22-8118

生活衛生に関する手続き

26-A 防災情報受信機 (防災ラジオ) の返却

【手続き概要】

防災ラジオ利用者が亡くなられ、防災ラジオが不要となった場合は、返却届とともに防災ラジオ一式を返却いただく必要があります。

ただし、引き続き同一世帯員の方や同一世帯以外の方が利用される場合は、変更届が必要となります。

【手続きできる人】

「返却」はどなたでも可

「変更」は防災ラジオを利用する方

※代理手続き可

【持ち物】

- 返却の場合は返却する防災ラジオ一式（ラジオ本体、ACアダプター、白色のケーブル2本、分波器）

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

危機管理対策課 防災センター3階

【☎】0770-22-8166

26-B 飼い犬の登録事項変更届

【手続き概要】

犬の飼い主が亡くなられた場合、犬の登録事項変更届を提出してください。

【手続きできる人】

新しい飼い主、またはそのご家族（委任状は不要です）

【持ち物】

なし

【手続き期限】

速やかに

【お問合せ窓口】

環境政策課 3階

【☎】0770-22-8121

26-C 温泉給湯利用廃止（変更）届

【手続き概要】

家庭で温泉給湯を利用申請している方が亡くなられたとき、利用を廃止する場合は廃止届、利用者を変更する場合は利用者の変更届が必要となります。

【手続きできる人】

同一世帯員または新たに温泉給湯を利用する者

【持ち物】

- 来庁者の本人確認書類等

詳しくは下記お問合せ窓口までお問合せください。

【手続き期限】

速やかに（給湯使用料金に関係しますので速やかに手続きをお願いします）

【お問合せ窓口】

観光誘客課 3階 【☎】0770-22-8128

農地・森林に関する手続き

27-A 農地・森林の所有者の変更

【手続き概要】

農地・森林を所有する方が亡くなられて、相続により所有者を変更する場合は、手続きが必要となります。

農地・森林の登録名義を変える方法は、原則他の土地や建物と変わりませんので、所定の書類とともに法務局で登記します。

名義を変更したら、「相続して所有者が変わった旨」の届出が必要です。

また、相続した農地・森林を売却したり、活用したりする場合も手続きが必要な場合があります。

活用方法によって、手続き方法が異なりますので、詳しくは下記お問合せ窓口までお問合せください。

【お問合せ窓口】

農林水産振興課 3階

【☎】0770-22-8196

27-B 市民農園申込書の再提出(解除)

【手続き概要】

市民農園を利用している方が亡くなった場合、市民農園利用を継続するか、解約するか意向が決まり次第、開設者までご連絡ください。

各市民農園の開設者については、インターネットで「敦賀市 市民農園」と検索いただくか、下記お問合せ窓口までお問合せください。

【お問合せ窓口】

農林水産振興課 3階

【☎】0770-22-8196

メモ

住宅に関する手続き

28-A 市営住宅・特定公共賃貸 住宅の返還、住宅使用料の手続き

【手続き概要】

住宅返還の手続き、または世帯員の変更等の手続きが必要になります。また未払いの住宅使用料等の確認をいたします。

【手続きできる人】

相続人等

【持ち物】

□ 印鑑（スタンプ印不可）

【手続き期限】

なし

【お問合せ窓口】 住宅政策課 3階

【☎】 0770-22-8140

28-B 空き家等の利活用

【手続き概要】

所有者等は、当該空き家、空き地が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように自らの責任において適切に管理しなければなりません。

「実家に誰も住まなくなった」「所有している更地の使い道がない」場合に、「敦賀市空き家・空き地情報バンク」に登録し活用することができます。詳しくは下記お問合せ窓口までお問合せください。

【手続きできる人】

空き家・空き地の所有者等

【お問合せ窓口】

住宅政策課 3階

【☎】 0770-22-8141

一般社団法人 敦賀空き家利活用協会

【☎】 0770-47-6273

※株式会社ハウスサービスに繋がります。

合同会社 FUJIONE

【☎】 0770-22-7177

※株式会社鈴木事務所に繋がります。

メモ

敦賀市役所以外での手続き

～ チェックリスト② ～

亡くなられた方について のご確認	主な手続き	該当	受付窓口
診療所等開設	医薬衛生に関する届	☐	二州健康福祉センター (二州保健所) 【☎】 0770-22-3747
薬局開設者、医薬品販売業者		☐	
毒物劇物販売業者		☐	
医療従事者免許	登録抹消	☐	
原子爆弾被爆者	手帳の返還等	☐	
難病等医療費助成	受給者証の返還等	☐	
飲食店営業許可	食品衛生に関する届	☐	
理容所・美容所等開設	生活衛生に関する届	☐	
パスポート	返納	☐	福井県敦賀合同庁舎 【☎】 0770-22-0162
クレジットカード	解約	☐	各契約会社
預貯金口座	口座凍結	☐	各金融機関
生命保険料等	死亡保険金の請求 入院請求金の請求	☐	各生命保険会社
損害保険等	名義変更・解約	☐	各損害保険会社
株式等	名義変更	☐	各証券会社
携帯電話	名義変更・解約	☐	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	☐	各契約会社
サブスクリプション (インターネット上の課金システム)	名義変更・解約	☐	各契約会社
電気	名義変更・解約	☐	各契約会社
ガス	名義変更・解約	☐	各契約会社

亡くなられた方について のご確認	主な手続き	該当	受付窓口
ケーブルテレビ	名義変更・解約	☐	各契約会社
遺言書	保管の有無等 自筆証書…法務局 公正証書…公証役場	☐	福井地方法務局敦賀支局 【☎】0770-25-0174 敦賀公証役場 【☎】0770-23-3598
遺言書（自筆・秘密証書遺言） ※法務局で保管されている自筆 証書遺言は除く。	遺言書の検認の申立て	☐	福井家庭裁判所敦賀支部 【☎】0770-22-0812 ※亡くなられた方の最後の住所地を管轄する 家庭裁判所で手続きを行うことになります。
相続放棄	相続放棄の申述	☐	
後見人等登記	終了	☐	東京法務局民事行政部後見登録課 【☎】03-5213-1360
不動産登記	土地・家屋等の移転手続き	☐	福井地方法務局敦賀支局 【☎】0770-25-0174
法人登記	役員変更	☐	福井地方法務局登記部門 【☎】0776-22-4985
法定相続情報証明	法定相続人を証明（無料）	☐	福井地方法務局敦賀支局 【☎】0770-25-0174
恩給	未払い金等の手続き	☐	総務省恩給局 【☎】03-5273-1400
運転免許証	返還	☐	敦賀警察署 【☎】0770-25-0110
在留カード	返還	☐	名古屋出入国在留管理局福井出張所 【☎】0776-28-2101

相続等に関するご相談

専門家等による無料相談窓口のご案内は以下のとおりです。

弁護士無料相談（電話予約要）

【開催日】 第2～第5火曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

13：30～15：00 敦賀市ホームページ（下記アドレス参照）

https://www.city.tsuruga.lg.jp/smph/relief-safety/bohan/sodan/kakushusodan_annai.html

または「広報つるが」もしくは下記お問合せ窓口までご確認ください。

【相談時間等】 20分間（同一案件の相談は原則1回のみです）

【場 所】 プラザ萬象

【お問合せ窓口】 福井弁護士会 【☎】 0776-23-5255

法律相談

【開催日等】 第1・第3水曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

10：00～13：30 敦賀市ホームページ（下記アドレス参照）

https://www.city.tsuruga.lg.jp/smph/relief-safety/bohan/sodan/kakushusodan_annai.html

または、「広報つるが」、もしくは下記お問合せ窓口までご確認ください。

同一案件の相談は原則1回のみです

【場 所】 あいあいプラザ

【お問合せ窓口】 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」 【☎】 0770-22-3133

契約に関する相談

【開催日】 月～金曜日 8：30～17：15（祝日、12月29日～1月3日を除きます）

【場 所】 敦賀市役所

【お問合せ窓口】 生活安全課（敦賀市消費生活センター）1階 15番窓口 【☎】 0770-22-8115

市民相談

【開催日】 月～金曜日 8：30～17：15（祝日、12月29日～1月3日を除きます）

【場 所】 敦賀市役所

【お問合せ窓口】 生活安全課 1階 16番窓口 【☎】 0770-22-8115

「自筆証書遺言書保管制度」をご利用ください。

法務局で自筆証書遺言書をお預かりします。

- ・法務局で長期間、確実に保管・管理します。
- ・遺言者の希望により、相続人等に遺言書が保管されている旨を通知します。
- ・家庭裁判所の検認手続は不要です。

*遺言者本人が来庁して申請する必要があります（予約制）。

*詳しい手続きは、法務省ホームページをご覧ください。法務局へお問合せください。

【法務省ホームページ】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



「法定相続情報証明制度」をご利用ください。

平成 29 年 5 月 29 日から、全国の法務局において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

平成 30 年 4 月 1 日から、相続税の申告でもご利用いただけるようになりました。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

※ 申出の手続きは、相続人のほか、①法定代理人、②民法上の親族、③資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士）が代理することもできます。

【手続きの流れ】

ステップ 1：必要書類の収集

＜必ず用意する書類＞

- ・被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本（出生から死亡まで）
- ・被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票
- ・相続人の戸籍謄抄本
- ・申出人（相続人の代表となって、手続きを進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類…運転免許証のコピー、マイナンバーカードの表面のコピー、住民票記載事項証明書等

＜必要となる場合がある書類＞

法務局へお問合せください。

ステップ 2：法定相続情報一覧図の作成

ステップ 3：申出書の記入・登記所へ申出

【問合せ先】

福井地方法務局敦賀支局 【☎】 0770-25-0174

（平日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

【発行】 敦賀市

【担当】 市民生活部市民課

おくやみハンドブックに関するお問い合わせ

【電話】 0770-22-8116（市民課）